

公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和5年度版)

令和6年6月

公認会計士・監査審査会

「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、監査事務所等に対する審査及び検査等に関する事項については、従来、本活動状況に概要を記載した上で、別途公表しているモニタリングレポートでより詳細な記載を行っておりましたが、本活動状況にのみ記載している情報も一部存在しました。今後は、情報提供の一元化による読者の情報取得の円滑化及び効率化等の観点から本活動状況での記載は行わず、例年7月頃に別途公表している「モニタリングレポート」においてその活動状況を取りまとめることとします。

令和6年版モニタリングレポート（令和6年7月19日公表）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20240719/20240719-1.html>

読者の便宜を図るために、一部、令和5年3月31日以前の情報及び令和6年4月1日以降の情報も記載しています。

また、令和5年度及び本年度とは、令和5年4月1日～令和6年3月31日を指し、令和5事務年度及び本事務年度とは、令和5年7月1日～令和6年6月30日を指します。

※ 公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係
03-3506-6000（内線 2436）

目 次

はじめに	1
【本編】	
第1章 組織	
1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3
第2章 公認会計士試験の実施	
1. 概説	5
(1) 試験制度の概要	5
(2) 現行試験の概要	5
(3) 受験願書等のインターネット受付	8
2. 公認会計士試験の実施状況	9
(1) 試験実施における感染症等対策	9
(2) 令和5年公認会計士試験	9
(3) 令和6年公認会計士試験	10
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	11
4. 今後の課題	11
(1) 自然災害を踏まえた試験運営	12
(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上	12
(3) 公認会計士試験受験者増を受けた対応	12
(4) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組	12
第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	
1. 制度の概要	13
2. 事案の概要	13
第4章 諸外国の関係機関との協力	
1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動	17
(1) 設立の経緯	17
(2) 組織	18
(3) 活動状況	19
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	23
2. 二国間での協力	23
3. 今後の課題	23

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料	
1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯	27
1-2 第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	29
1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況	30
2 公認会計士試験実施関連資料	
2-1 公認会計士試験制度の概要	34
2-2 試験実施における感染症等対策	35
2-3 令和5年公認会計士試験の合格発表の概要について	37
2-4 令和5年公認会計士試験短答式試験の試験結果の概要	45
2-5 令和6年公認会計士試験第I回短答式試験の試験結果の概要	47
2-6 令和5年度の講演会の開催状況	48
3 諸外国の関係機関との協力関連資料	
3-1 IFIAR 本会合開催実績	49
3-2 第23回監査監督機関国際フォーラム（ワシントンDC会合）について	50
3-3 監査監督機関国際フォーラムによる「2023年検査指摘事項報告書」の公表について	54
3-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績	59
3-5 日本 IFIAR ネットワーク会員	60

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

1. 本年度を振り返って

審査会は、令和4年4月から第7期（令和4年4月～令和7年3月）がスタートし、令和5年度は第7期の2年目となります。

監査事務所等に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和4年5月に公表した第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針—監査品質の持続的な向上の促進—」（令和5年7月に一部改正）及び昨年7月に公表した「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき実施しています。本年度は、引き続き、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを行っていますが、特に改訂品質管理基準等が適用されている大規模監査法人について、リスクアプローチに基づく品質管理システムの整備運用状況を重点的に検証するほか、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対するモニタリングをより重視した運用を行っています。審査会が実施したモニタリングの成果については、関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくことを目的として「令和6年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和6事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表を予定しております。

令和5年公認会計士試験については、引き続き、感染症等対策を講じた上で実施しました。また、願書提出者数は平成28年試験以降8年連続して増加しました。これには種々の要因があり得ますが、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、監査業界における公認会計士の需要が増加していることや監査業界以外の分野でも活躍できる選択肢があることなどが大学生を中心とした若年層に伝わっているものと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も審査会は金融庁と共に、東京に本部事務局が置かれた、各国の監査監督当局間の協力・連携の場である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」における活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和5年4月より2年の任期で務める議長国（日本）として、IFIAR本会合や6大監査法人ネットワークとのCEOセッション、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける、現下の情勢を踏まえた監査の課題等についての議論に一層積極的に参画しました。なお、令和6年4月の第24回IFIAR本

会合ではホスト国として日本（大阪）で会議を開催しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用し、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を相互に行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を行いました。

2. 今後の課題

第7期審査会3年目となる令和6年度においては、上記のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、特に以下のような点について着実な業務の遂行に努めていきます。

監査事務所等に対するモニタリングについては、上場会社監査を行う監査事務所を主な対象として、令和6年7月から、改訂品質管理基準や改訂後の監査法人のガバナンス・コードが適用されるなどの監査事務所をめぐる変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的なモニタリングに取り組みます。特に、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢については、リモート検査と対面での検査を併用して実施することで、効率性の向上を図っていきます。加えて、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実に努めていきます。

公認会計士試験については、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行い、公認会計士という資格・職業の意義や魅力について、なお一層の情報発信を続けていきます。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めていきます。特に、令和5年4月の第23回IFIAR本会合において、IFIAR副議長を務めていた公認会計士・監査審査会事務局長兼金融庁総合政策局審議官が、IFIAR議長に選出されたことも踏まえ、より一層グローバルな監査の品質の向上に貢献していきます。

審査会はこれらの活動を通じ、資本市場の公平性と透明性を高め、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していきます。

令和6年6月

公認会計士・監査審査会会長

松井隆幸